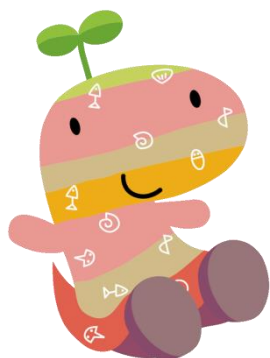


丹波市指定ごみ袋取扱店の手引き

令和6年4月



【お問い合わせ先】

丹波市役所 生活環境部
環境課 資源循環推進係
電話： 78-9999

1 発注

- ・注文単位及び価格

種類		注文単位	購入価格
燃やすごみ用	大	1 箱 (20組)	16,000円
	中	1 箱 (20組)	12,000円
	小	1 箱 (20組)	8,000円
プラスチック系のごみ用	大	1 箱 (20組)	4,000円
	中	1 箱 (20組)	3,000円

- ・次のいずれかの方法により、受注窓口に注文してください。

①FAX

指定の注文用紙によりFAX送信してください。24時間受付け可能です。

②電話

FAXがない店舗又はFAXの故障等、やむを得ない事情がある場合のみ電話にて発注を受付けます。受付時間は、受注窓口営業日の午前9時から午後5時までとなります。

- ・いずれの方法についても、配送日程の締切日を過ぎてからの注文は、翌配送分となりますので、ご注意ください。
- ・電話により発注した場合は、取扱店において発注内容を記録し、配送が完了するまで保管してください。
- ・市役所及び各支所の窓口での販売はしておりません。
- ・契約に基づく販売委託料については、上記の方法により購入した場合に限り、対象とします。

2 配送

- ・配送日に納品した指定ごみ袋について、注文内容と納品内容に誤りがないか確認してください。
- ・納品時に、配送員が持参する納品伝票（3枚綴り）に受領日を記入し、受領印を押印してください。納品伝票（取扱店控）は1年間保管してください。
- ・配送日及び配送時間帯の指定はできません。
- ・納品時に不良品があった場合は、すぐに環境課まで連絡してください。

3 在庫管理

- ・指定ごみ袋は、直射日光などによる劣化や盗難の危険を避けて保管してください。
- ・取扱店における紛失などの事故については、市では責任を負えませんので、適正な在庫管理に努めてください。
- ・配送日を設けていない週があるため、注文の際には配送日程を確認し、常に全ての種類の指定ごみ袋が販売できるように適正量の在庫を確保してください。

4 販売

- ・販売単位及び価格

種類		販売単位	販売価格
燃やすごみ用	大	1組 (10枚)	800円
	中	1組 (10枚)	600円
	小	1組 (10枚)	400円
プラスチック系のごみ用	大	1組 (10枚)	200円
	中	1組 (10枚)	150円

- ・1組は10枚となります。枚数単位での販売は行わないでください。
- ・指定ごみ袋の価格は、丹波市の条例で規定するごみ収集手数料です。取扱店の判断により値引きや無料配布などを行うことはできません。また、上記の額面どおりの金額で販売してください。
- ・指定ごみ袋の価格は、消費税及び地方消費税込みの金額となっていますので、注意してください。

5 ごみ処理手数料の納入

- ・指定ごみ袋の販売価格は「ごみ処理手数料」で、購入する人が市に納入するものですが、取扱店が市に代わって受領し、納入します。
- ・取扱店は、販売時に市民から受領する代金(ごみ収集手数料)を、前もって市に納入します。
- ・市は、毎月末締めで取扱店へ納品した数量に基づき、翌月10日頃に請求します。指定された期限までに市が指定する金融機関に納入してください。

6 販売委託料の請求

- ・取扱店への納品実績を半期ごとに取りまとめ、販売委託料を支払います。
- ・販売委託料は、下記の金額に消費税及び地方消費税を乗じた金額とします。(10円未満切捨て)

区分		販売委託料
燃やすごみ用	大	手数料の100分の5に相当する額
	中	手数料の100分の5に相当する額
	小	手数料の100分の5に相当する額
プラスチック系のごみ用	大	手数料の100分の5に相当する額
	中	手数料の100分の5に相当する額

7 その他

- ・市へ届け出ている事項に変更があった場合は、速やかに「変更事項届出書」を提出してください。
- ・取扱店の都合により、委託契約を解除したい場合は、環境課まで連絡してください。

丹波市では、ごみ減量・資源化の意識付けと排出量に応じた負担の公平性のために指定ごみ袋制度を導入しています。指定ごみ袋制度とは、ごみを出す市民が市指定のごみ袋を購入することで、ごみ処理手数料を支払います。

そのため、指定ごみ袋制度の円滑な推進と市民の利便性の向上を図ることを目的とし、市内の店舗とごみ処理手数料の収納及び指定ごみ袋の交付に関する委託契約を締結します。

ごみ処理手数料は、ごみを処理するための経費の一部に充てられます。

●取扱店の要件

取扱店は、次の条件を満たしていることが必要です。

- (1) 市内に店舗等があること。
- (2) 年間を通じて委託契約書及び本手引きに定める業務が適正に履行できること

。

●業務の概要

【発注】

- ・市が指定する受注窓口に発注をしてください。
- ・発注は、原則としてFAXで受け付けます。

【配送】

- ・発注締切日までに受注した数量を配送日程にしたがって配送します。

【支払】

- ・月末締めで、納品した指定ごみ袋の数量に基づき請求します。
- ・市が指定する金融機関に納入してください。

●業務の流れ

